

平成30年度
新潟県奨学金
奨学生募集要項

《進路変更対策緊急奨学金》

この奨学金は、貸与終了後に返還が必要な「貸与型」の奨学金です。

申込書類等は在学期へ提出してください。

新潟県教育委員会

お問い合わせ先
新潟県教育庁高等学校教育課審査調整係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話：025-280-5609（直通）
（受付時間）8時30分～17時15分 土曜、日曜、祝日を除く

用紙はコピー使用可（両面）

【 余 白 】

平成 30 年度進路変更対策緊急奨学金予約奨学生募集要項

1 趣 旨

新規高等学校卒業予定者に係る厳しい就職状況を踏まえ、やむを得ず就職から進学に進路変更した生徒に対し、円滑な進路変更を図ることを目的とする。

2 申込資格

以下の資格を全て満たしていること。

- (1) 平成 30 年 3 月に高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）を卒業予定の生徒であって、平成 30 年 1 月 1 日以降に就職から進学に進路変更した者であること。
- (2) 進学先が、大学、短期大学又は専修学校（専門課程に限る。以下同じ）であること。（県内外は問わない。）
〔注〕大学・短期大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）、短期大学をいい、国・公・私立及び昼・夜間の別は問わない。ただし、通信教育部、専攻科、別科、大学の附属施設（例えば看護学校等）、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象とならない。
- (3) 県内に居住する者の子弟であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難な者であること。
- (5) 以下に掲げる所得基準等のいずれかに該当する者であること。

ア 有利子奨学金

本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の 1 年間の認定所得金額が、所得基準額以下であること。（p5「進路変更対策緊急予約奨学生所得要件」参照）

イ 無利子奨学金

本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人等）が、生活保護法に規定する被保護者等、別表 1 - 2 に掲げる適用基準に該当する者であること。（p6「無利子奨学金適用基準」を参照）

- (6) 日本学生支援機構の第 1 種（無利子）奨学金に予約採用されていない者

3 奨学金の貸与額等

(1) 貸与額

ア 入学前の貸与（入学時一時金特別貸与）

入学金等入学するために学校に支払う必要がある費用について、70 万円を限度に申込み時に希望する額を貸与する。（ただし、10 万円単位）

イ 入学後の貸与（月額貸与）

区分 学 種	国 公 立		私 立	
	自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
専修学校 短期大学	41,000 円		43,000 円	48,000 円
大 学			44,000 円	51,000 円

(2) 貸与時期及び貸与期間

ア 入学時一時金特別貸与

予約採用候補者として決定後、一括して貸与する。

イ 月額貸与

平成 30 年 4 月から進学した学校、専修学校の最短修業年限の終期、又は平成 32 年 3 月までの、いずれか短い期間について貸与する。(最長 2 年間)

ただし、上記 2 (5)イに該当する者については、学校、専修学校の最短修業年限の終期までとする(従って、2 年間を超える期間についても奨学金を貸与する)。

(3) 利子

上記 2 (5)イに該当する者を除き、奨学金の貸与終了後、利子を付す。

なお、平成 30 年度の利率は、年 0.23%とする。

4 提出する書類

提出した書類は返却しませんので注意してください。

やむを得ず必要書類を申込書提出時に添付できないときは、下記(1)「奨学金貸与申込書」を先行して提出のうえ、必要書類取得後、追加で提出すること。

(1) 進路変更対策緊急奨学金貸与申込書 (p9~ 参照)

(2) 奨学生推薦調書 (p17 参照 在学期が記入)

(3) 収入等に関する証明書 [本人の保護者(父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人等)についてのみ必要]

ア 市町村役場発行の平成 29 年度(平成 28 年分)市町村民税課税証明書(全部事項証明等)

・ 平成 28 年 1 月から 12 月の所得を証明するもの。

(父母ともに無職無収入であっても提出のこと。また、有利子・無利子の判定に必要なため、必ず、課税額が確認できる書類とすること。)

イ 世帯の状況により必要な書類

(ア) 年金受給者の場合は、その額が分かる書類(年金の源泉徴収票、支払通知書等)

(イ) 雇用保険(失業給付)受給者(予定者含む)は雇用保険受給資格証の写し

ウ 生活保護法に基づく生活保護世帯又は要保護者に準じる者として無利子奨学金を申請する場合に必要な書類

・ 生活保護法による被保護者である旨の市(社会)福祉事務所長又は県地域福祉事務所長の証明書又は要保護者に準じる者であることを証明する書類

(4) 誓約書 (p17 参照)

様式下部の「記入上の注意」をよく確認のうえ記入すること。

記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に訂正印を押印してから余白に記入すること。なお、修正ペン・修正テープ等は使用しないこと。

(5) 印鑑登録証明書

上記「誓約書」に記載の連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を、各 1 通添付すること。

(6) 振込先口座登録申込書 (p19 参照)

生徒本人名義の口座を記入すること。

口座番号等の記入誤りがあると奨学金の貸与ができなくなるので、提出する前によく確認すること。

(7) 進学志望校の入学試験における合格決定通知又は入学許可書の写し

(入学時一時金特別貸与申込者に限る。)

5 申込期間

随時受付を行う。

6 提出先

在学校の奨学金担当者

7 採用候補者の決定及び通知

採用候補者の決定は、在学する学校の長を通じて通知する。

8 奨学金の交付時期

(1) 入学時一時金特別貸与：予約採用候補者として決定後に貸与する。

(2) 月額貸与：初回の送金は平成 30 年 5 月末（予定）

9 連帯保証人及び保証人

採用が決定し、貸与を受ける際には、連帯保証人（保護者等）1 人及び保証人（本人、連帯保証人と世帯を異にし（原則別住所）、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者で 64 歳以下の者）1 人を立てること。

なお、保証人を 65 歳以上の者しか選任できない場合は「申立書」（様式任意）及び市町村発行の課税証明書を添付することにより、65 歳以上の者を選任することができる。（申立書の様式は p23 参照）

ただし、父若しくは母又はこれらに準ずる者が東日本大震災により被災した者で、保証人を立てることが困難であると認められるときは、p24 別紙様式「保証人に関する申立書（東日本大震災被災者用）」を提出することにより、連帯保証人 1 人のみで奨学金を申し込むことができる。

10 奨学金の償還について

奨学金の貸与終了後、「借用証書」を提出すること。その際にも連帯保証人及び保証人による署名及び実印の押印が必要となる。

償還方法には、「年賦（12 月に返還）」と「半年賦（6 月と 12 月に返還）」があり、借用証書提出時に選択することができる。返還時期に高等学校教育課から送付される「納入通知書」により、金融機関等の窓口で納入すること。

奨学金は、貸与総額に応じた年数（最長 15 年）以内に償還しなければならない。また、貸与総額に応じて、1 年間に償還しなければならない最低金額（別表第 1 「基準最低年賦額表」を参照）が決められている。

また、奨学金返還時において進学中又は傷病、あるいは世帯年収等が一定額以下（給与所得世帯は年間収入が 300 万円以下、給与所得以外の世帯は年間所得が 200 万円以下）など返還が困難である理由について本人から申出があり、新潟県教育委員会が認めた場合においては、返還を猶予する。

< 返還例：専修学校へ進学し 2 年間（24 月）貸与。基準最低年賦額で返還した場合 >

区 分	貸与月額	貸与総額	返 還 額(半年賦)	返還回数(半年賦)
国公立	41,000 円	984,000 円	75,000 円(37,500 円)	14 回(27 回)
私立 自宅	43,000 円	1,032,000 円	75,000 円(37,500 円)	14 回(28 回)
私立 自宅外	48,000 円	1,152,000 円	100,000 円(50,000 円)	12 回(24 回)

別表第1 基準最低年賦額表

大学及び専修学校の専門課程における奨学生であった者	
返 還 総 額	基準最低年賦額
348,000 円以下	25,000 円
348,001 円 から 696,000 円 まで	50,000 円
696,001 円 から 1,044,000 円 まで	75,000 円
1,044,001 円 から 1,392,000 円 まで	100,000 円
1,392,001 円 から 1,740,000 円 まで	125,000 円
1,740,001 円 から 2,088,000 円 まで	150,000 円
2,088,001 円 から 2,436,000 円 まで	175,000 円
2,436,001 円 から 2,784,000 円 まで	200,000 円
2,784,001 円 から 3,132,000 円 まで	225,000 円
3,132,001 円 から 3,480,000 円 まで	250,000 円
3,480,001 円 から 3,828,000 円 まで	275,000 円

進路変更対策緊急予約奨学生所得要件

- 1 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の「認定所得金額」（下記2）が次の「所得基準額」以下であること。

所得基準額

区 分	所 得 基 準 額
世帯人員 2 人	2 8 2 万円
3 人	3 2 8 万円
4 人	3 5 5 万円
5 人	3 8 2 万円
6 人	4 0 2 万円
7 人	4 2 2 万円
8 人	4 4 2 万円

（備考）

世帯人員が8人を超える場合は、
1人増すごとに20万円を世帯人員
8人の所得基準額に加算する。

- 2 「認定所得金額」とは、本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の金銭、物品などの1年間の総収入金額を次の(1)、(2)により計算した「所得金額」から、特別控除額（別表第2「特別控除額表」を参照）を控除した金額をいう。

(1) 給与所得の場合

年 間 総 収 入 金 額	認 定 所 得 金 額
3 2 9 万円以下の場合	0 円
3 3 0 万円以上 4 0 0 万円以下の場合	収入金額 × 0 . 8 - 2 6 3 万円
4 0 1 万円以上 8 7 8 万円以下の場合	収入金額 × 0 . 7 - 2 2 3 万円
8 7 9 万円以上の場合	収入金額 - 4 8 6 万円

（注）1万円未満は切り捨て。

（注）同一人で、2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、この計算式により算出する。

(2) 給与所得以外の場合

収入金額（又は売上高）から、必要経費を差し引いた金額を記入する。

必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等（過去1か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額である。

（注）1万円未満は切り捨て。

別表 1 - 2 無利子奨学金適用基準

以下のいずれかに該当すること	
1	生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（ 5 (1) の対象となる者を除く。 ）
2	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく市町村民税の非課税世帯
3	市町村民税所得割額 154,500 円未満世帯
4	天災その他不慮の災害により地方税法第 323 条の規定に基づき、当該年度の市町村民税課税額のうち、災害を受けた日以降に納期が到来するものが全額免除された世帯
5	<p>保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者をいう。 ）又は里親（同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による里親をいう。 ）が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）別表の後遺障害第 1 級から第 3 級までに該当することとなった生徒（以下「交通遺児等」という。 ）であって、その生活困窮程度が次のいずれかの一に該当する場合</p> <p>(1) 当該交通遺児等が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であること。</p> <p>(2) 当該交通遺児等が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定により所得税を納付しないこととなる者であって次に掲げるもの</p> <p>ア その者を扶養する者がいない者</p> <p>イ その者を扶養する者がいるときは、当該扶養者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者</p> <p>(3) 交通遺児等を扶養する者が地方税法の規定により市町村民税を納付しないこととなる者又は均等割のみを納付している者であること</p> <p>(4) 交通遺児等を扶養する者が国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定により国民年金の保険料の納付を免除されている者であること</p> <p>(5) 交通遺児等と同一生計にある者が児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定により児童扶養手当を受けている者であること</p> <p>(6) 交通遺児等と同一生計にある者が就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）の規定により市町村から就学援助を受けている者であること。</p>

別表第2 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
就学者分控除	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8万円	
		中学校(中等教育学校の前期課程)		16万円	
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校等	国・公立	28万円	47万円
			私立	41万円	60万円
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円
			私立	60万円	80万円
		大学	国・公立	59万円	102万円
			私立	101万円	144万円
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円
私立	37万円			46万円	
専門課程	国・公立		22万円	62万円	
	私立		72万円	112万円	
その他の控除	ア 母子・父子世帯	49万円			
	イ 障害のある人のいる世帯	障害者1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要) 86万円			
	ウ 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。(証明書類必要) 診療代、治療代、医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u>			
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。 住居費、光熱水道費等に限る。(領収書など証明書類必要)			
	オ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長年にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。(証明書類必要)			
本人を対象とする控除		59万円			

- 備考 1 「就学者分控除」欄の「就学者のいる世帯」の控除は申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。
2 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除額を合わせて控除することができる。

【余白】

申込書は生徒本人が記入すること。

平 3 0 進 変 第 号

進路変更対策緊急奨学金貸与申込書						申込 区分	有利子・無利子		
フリガナ			学 校 名						
氏 名			男・女	課 程	全日制・定時制				
平成 年 月 日生(満 歳)			科・学年	科・第 学年					
進 学 志 望 校	大 学 短 大	国公立 _____ 大 学 私 立 _____ 短期大学 _____			学 部				
	専 修 学 校	国公立 _____ 学 校 私 立 _____			学 科・課 程				
最短修業年限		年	昼間部 夜間部	日本学生支援機構の 第1種奨学金申込み		有・無			
入学一時金特別 貸与の希望状況		有・無		貸与申込金額	10・20・30・40・50・60・70 万円				
本 人 現 住 所	〒 - 電 話 番 号 ()			携 帯 電 話 番 号 ()					
	進学後の通学区分： 自宅・自宅外								
自 宅 住 所	〒 - 電 話 番 号 ()			世帯人員：(人)					
就 学 者 以 外	続柄	氏 名	年 齢	職 業	続柄	氏 名	年 齢	職 業	

特 別 控 除 該 除 当 事 項	就 学 者	続柄	氏 名	在 学 校 名	学 年	通 学 別	特 別 控 除 額		
	本 人	本人を対象とする控除額(一律59万円)					59 万円		
				立	学 年	自宅・自宅外	万円		
				立	学 年	自宅・自宅外	万円		
				立	学 年	自宅・自宅外	万円		
				立	学 年	自宅・自宅外	万円		
そ の 他 の 控 除	ア 母子・父子世帯(一律49万円)						万円		
	イ 障害のある人のいる世帯(1人につき86万円)						万円		
	ウ 長期療養者のいる世帯						万円		
	エ 主たる家計支持者が別居している(71万円限度)						万円		
	オ 火災・風水害、盗難等の被害を受けた世帯						万円		
特別控除額合計							万円		

(注1) は該当するものを「 」で囲んでください。

(注2)【その他の控除】欄の記入については、申込書(本紙)の裏面にある【所得要件確認欄】の保護者A及び保護者Bの所得額を記入した上で、「所得金額合計」が「所得基準」を下回っている場合は記入する必要はありません。

【奨学金貸与を希望する理由】 希望する理由を具体的に記入し、進路変更をする理由も記載すること。

【所得要件確認欄】

保護者A 氏名： _____

- () 給与所得者 ... 年間総収入 a 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () aが329万円以下の場合 0 万円
- () " 330万円以上400万円以下 $a \times 0.8 - 263$ 万円 = 万円
- () " 401万円以上878万円以下 $a \times 0.7 - 223$ 万円 = 万円
- () " 879万円以上の場合 $a - 486$ 万円 = 万円
- () 自営業者 ... 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 万円
- 保護者Aの所得額 万円

保護者B 氏名： _____

- () 給与所得者 ... 年間総収入 b 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () bが329万円以下の場合 0 万円
- () " 330万円以上400万円以下 $b \times 0.8 - 263$ 万円 = 万円
- () " 401万円以上878万円以下 $b \times 0.7 - 223$ 万円 = 万円
- () " 879万円以上の場合 $b - 486$ 万円 = 万円
- () 自営業者 ... 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 万円
- 保護者Bの所得額 万円

[認定所得金額]

所得金額合計(上記 +) _____万円 - 特別控除額合計(表面) _____万円 = _____万円

[所得基準額] _____万円 (世帯人員(表面) _____人)

以上のとおり記載事項に相違ありませんので、新潟県奨学金貸与条例及び新潟県奨学金貸与条例施行規則等を遵守し、必要書類を添えて連帯保証人と連署の上、申請いたします。

平成 年 月 日

新潟県教育委員会 様

本人氏名 _____ (必ず本人が署名押印のこと。)

連帯保証人氏名 _____ (必ず連帯保証人が署名押印のこと。本人と同じ印鑑を押印しないこと。)

連帯保証人関係事項	住所	〒 -		
	本人との続柄		生年月日	S・H 年 月 日生
	電話番号 携帯電話番号	() ()	勤務先	

申込書は生徒本人が記入すること。

記入例

平 3 0 進 変 第 号

記入しないでください

進路変更対策緊急奨学金貸与申込書						申込区分	有利子 無利子	
フリガナ <u>ニイガタ ジロウ</u>			学校名	県立 高等学校				
氏名 <u>新潟 次郎</u> (男) 女			課程	(全日制) 定時制				
平成 年 月 日生(満 歳)			科・学年	普通科・第 3 学年				
進学 志望校	大学 短大	国公立 私立		大学 短期大学	学部			
	専修 学校	(国公立) (私立) 専門		学校	学科・課程			
最短修業年限		2 年		(昼間部) 夜間部	日本学生支援機構の 第1種奨学金申込み		有・無 (無)	
入学一時金特別 貸与の希望状況		(有) 無		貸与申込金額	10・20・(30) 40・50・60・70 万円			
本人 現住所	〒950-0965 電話番号 025() x x x x 携帯電話番号 090()			新潟市中央区新光町3丁目4番地2号 奨学金学生寮101号		進学後の通学区分： 自宅 (自宅外)		
自宅 住所	〒950-0965 電話番号 025()			新潟市中央区新光町4番地1		世帯人員：(7 人)		
就 学 者 以 外	続柄	氏名	年齢	職業	続柄	氏名	年齢	職業
	父	新潟 太郎	45	会社員				
	母	新潟 花子	45	自営業				
	祖父	新潟 元	70	無職				
妹	新潟 風子	4	幼稚園児					
特 別 控 除 該 除 当 事 項	就学 本人	続柄	氏名	在学 学校名	学年	通学 別	特別控除額	
	本人		本人を対象とする控除額(一律59万円)				59 万円	
	兄	新潟 一郎	私立	大学	2 学年	自宅 (自宅外)	144 万円	
	弟	新潟 三郎	市立	中学校	3 学年	(自宅) 自宅外	16 万円	
				立	学年	自宅・自宅外	万円	
その他 の控除	ア 母子・父子世帯(一律49万円)						万円	
	イ 障害のある人のいる世帯(1人につき86万円)						86 万円	
	ウ 長期療養者のいる世帯						万円	
	エ 主たる家計支持者が別居している(71万円限度)						万円	
	オ 火災・風水害、盗難等の被害を受けた世帯						万円	
特別控除額合計							305 万円	

(注1) は該当するものを「 」で囲んでください。

(注2) 【その他の控除】欄の記入については、申込書(本紙)の裏面にある【所得要件確認欄】の保護者A及び保護者Bの所得額を記入した上で、「所得金額合計」が「所得基準」を下回っている場合は記入する必要はありません。

記 入 例

【奨学金貸与を希望する理由】 希望する理由を具体的に記入し、進路変更をする理由も記載すること。

家族状況や経済状況など奨学金を希望する理由のほか、進路変更をするに至った経緯を具体的に記入すること。

【所得要件確認欄】

給与所得者のうち、2カ所以上から収入がある場合は、合計額を年間総収入額とすること。

保護者A 氏名： 新潟 太郎

- () 給与所得者 ... 年間総収入 a 420 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () aが329万円以下の場合 0 万円
 - () " 330万円以上400万円以下 $a \times 0.8 - 263$ 万円 = 万円
 - () " 401万円以上878万円以下 $a \times 0.7 - 223$ 万円 = 71 万円
 - () " 879万円以上の場合 $a - 486$ 万円 = 万円
- () 自営業者 ... 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 万円
- 保護者Aの所得額 71 万円

保護者B 氏名： 新潟 花子

- () 給与所得者 ... 年間総収入 b 万円 (1万円未満切り捨て、課税証明書記載の「給与収入」)
- () bが329万円以下の場合 0 万円
 - () " 330万円以上400万円以下 $b \times 0.8 - 263$ 万円 = 万円
 - () " 401万円以上878万円以下 $b \times 0.7 - 223$ 万円 = 万円
 - () " 879万円以上の場合 $b - 486$ 万円 = 万円
- () 自営業者 ... 確定申告書又は市町村民税申告書に記載の所得金額 50 万円
- 保護者Bの所得額 50 万円

[認定所得金額]

所得金額合計(上記 +) 121 万円 - 特別控除額合計(表面) 305 万円 = 184 万円

[所得基準額] 422 万円 (世帯人員(表面) 7 人)

以上のとおり記載事項に相違ありませんので、新潟県奨学金貸与条例及び新潟県奨学金貸与条例施行規則等を遵守し、必要書類を添えて連帯保証人と連署の上、申請いたします。

(申込書記入日)
平成 年 月 日

新潟県教育委員会 様

本人氏名 新潟 次郎 (必ず本人が署名押印のこと。)

連帯保証人氏名 新潟 太郎 (必ず連帯保証人が署名押印のこと。本人と同じ印鑑を押印しないこと。)

連帯保証人関係事項	住所	〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1		
	本人との続柄	父 原則父又は母とすること	生年月日	S H 年 月 日生
	電話番号 携帯電話番号	025 () 090 (xxxx)xxxx	勤務先	株式会社

奨学金貸与申込書記入の注意

新潟県奨学金は、生徒本人に貸与するものです。申込書は生徒本人が記入してください。申込書は、選考上の大切な資料です。事実をありのままに記入してください。

- 1 「氏名」欄には、必ず戸籍謄本に記載されているものを記入してください。
- 2 「自宅住所」欄は、住民票に記載されているものを記入してください。
- 3 「就学者以外」及び「就学者分控除」欄は、生計を一にしている者は、同居・別居を問わず、全員記入してください。死亡、生別の場合は、記入する必要はありません。
- 4 「続柄」欄は、申込者本人からみた関係を記入してください。
- 5 「年齢」は、申込日現在で記入してください。
- 6 「勤務先」は、勤務先の名称を記入してください。
- 7 「就学者」とは、次の学校に在学する者に限ります。
大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校（高等課程、専門課程）
（注）予備校、各種学校、防衛大学校、海上保安大学校、職業訓練校、専修学校の一般課程等に在学している者は、「就学者以外」欄に記入してください。
- 8 「所得要件確認欄」の記入にあたっては、次のことに注意してください。
 - (1) 本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）のみ記入してください。
 - (2) 平成28年の1年間の総収入金額（税込）を記入してください。
 - (3) 同一人について2種類以上の収入がある場合は、上下に区分して記入してください。
 - (4) 申込時現在において、無職無収入で雇用保険等の受給者である場合は雇用保険等受給資格証の写し、遺族年金・障害者年金等を受給している場合はその金額がわかる書類を添付してください。
- 9 「特別控除額」欄のうち、以下のものについては証明書類が必要となります。
 - (1) 障害のある人のいる世帯
 - ・ 障害者手帳の写し等
 - (2) 長期療養者のいる世帯
 - ・ 療養のため経常的に特別な支出をしている金額にかかる直近3か月分の領収書等の写し。（今後の療養期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、診療代、治療代、医薬品等に限り、食費等は対象としません。
長期療養者とは、申込時現在6か月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要とする人で、療養を終わった人は対象としません。
 - (3) 主たる家計支持者が別居している世帯
 - ・ 別居のために特別に支出している金額にかかる直近3か月分の領収書等の写し。
（今後の必要期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、71万円を限度とし、住居費、光熱水道費等に限りです。
 - (4) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯
 - ・ 被害を受けたことを証明するもの。その他必要と認められるもの。
 - ・ 修繕費用の領収書等、未修繕の場合は修繕見積書
 - ・ 保険や公的支援を受けた場合は、その金額の分かる書類

- 10 「奨学金貸与を希望する理由」欄は、「経済的理由のため」等の一言ではなく、奨学金を申し込むに至った事情などを具体的に記入してください。
- 11 「連帯保証人」は、原則、保護者（父又は母）ですが、事情によってはこれに代わる適当な者を選定してください。「連帯保証人」は成年者であって、将来本人と連帯して弁済の責任を負います。
- 12 「連帯保証人」の氏名は、必ずその人に自署、押印してもらってください。その印鑑が申込者本人のものと同じである場合は、書類不備となりますので注意してください。

奨学生推薦調書 （高等学校等記入）

学校名 _____ 学 校 _____ フリガナ _____ 氏 名 _____ 平成 年 月 日生 _____ 歳 男・女 _____		
進 路 変 更 の 状 況 等	進路変更を決定した時期	平成 30 年 月（平成 30 年 1 月以降であること）
	就職に向けたこれまでの本人及び学校の取組内容	
	やむを得ず進路変更をせざるを得ない理由	
推 薦 所 見	（人物、成績、家族状況等を記入すること。）	
<p>上記の者は、平成 30 年 1 月 1 日以降に就職から進学に進路変更した者であり、人物、学業ともに優れ、進路変更対策緊急奨学金の奨学生として適当と認めるため、推薦いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">新潟県教育委員会 様</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> （学校名） （学校長名） （学校長印） </p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">学校長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 印 </div>		

この調書は全て高等学校等で記入してください。

【コピー使用可】

貸与申込書についての問い合わせ先 フ リ ガ ナ

電話番号 _____ 奨学金担当者 _____

【余白】

誓 約 書

新潟県奨学金貸与条例及び新潟県奨学金貸与条例施行規則に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行いたします。

奨学金貸与終了の際には奨学金借用証書を提出し、万一、奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課されても、あるいは返還期限の到来前において貴県の指定した日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。また、強制執行に必要な財産調査の手続きをとられても異議ありません。

上記のとおり連署して誓約いたします。

平成 年 月 日

新潟県教育委員会 様

本 人 氏 名 印

連帯保証人 氏 名 実印

保 証 人 氏 名 実印

本 人	学 校 名	高 校 全 日 制 ・ 定 時 制 ・ 通 信 制 学 校 学 部 科 第 学 年 専 修 学 校 科				
	住 所	〒 (電 話 携 帯 電 話)				
	生 年 月 日	昭 和 平 成	年	月	日	生

連 帯 保 証 人	住 所	〒 (電 話 携 帯 電 話)					
	生 年 月 日	昭 和 平 成	年	月	日	生	本 人 と の 続 柄

保 証 人	住 所	〒 (電 話 携 帯 電 話)					
	生 年 月 日 64 歳 以 下	昭 和 平 成	年	月	日	生	本 人 と の 続 柄

(記入上の注意)

- 1 連帯保証人... 借入者が未成年者の場合はその保護者(親権を行うものまたは後見人をいう。)成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者
- 2 保証人... 本人、連帯保証人と世帯を異にし独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる64歳以下の者。
- 3 本人、連帯保証人、保証人は、それぞれ署名・押印すること。
また、連帯保証人、保証人は、印鑑登録証明書と同じ印を鮮明に押印し、印鑑登録証明書をそれぞれ1通添付すること。
- 4 本人の住所は、連絡の取れる住所を記入すること。(自宅外通学生は下宿の住所)

【余白】

【 記 入 例 】

新潟県教育委員会 様

平 30 進 変 第 号

振込口座登録申込書

記入は不要です

- 1 太枠内を記入してください。
- 2 カナ欄は濁音、半濁音も1文字分としてください。

相手方コード																				
氏名	カナ	ニイカ` タ シ` ロウ																		
	漢字	新 潟 次 郎																		
住所	〒	9	5	0	-	0	9	6	5											
	カナ	ニイカ` タケンニイカ` タシチュウオウクシンコウチヨウ3チヨウ メ																		
	漢字	新 潟 県 新 潟 市 中 央 区 新 光 町 3 丁 目																		
	番地	4 番 2 号																		
	方書	奨 学 金 学 生 寮 1 0 1 号																		
電話番号		0	2	5	-					-	x	x	x	x	(記入例: 一般電話...025- -x x x x 携帯電話...090- -x x x x)					
振込口座 本人 (生徒) 名義	カナ	ホクエツ ケンチヨウ																		
	漢字	北 越 銀行 県 庁 支店																		
	預金区分	1: 普通	本人(生徒)名義の普通預金口座を記入してください。																	
	口座番号																			
口座名義人 (カナ)		ニイカ` タ シ` ロウ																		

住所は省略せず記入してください。

奨学金受け取りに都合のよい銀行、農協、信金等の本人名義の口座を届け出てください。
ゆうちょ銀行の場合は「他金融機関からの受取口座」を記入してください。
例) 一九八支店

保証人として 65 歳以上の者しか選任できない場合

【任意様式・参考】

保証人に関する申立書（65 歳以上）

平成 年 月 日

【申立人】住 所
(保証人)

生年月日 大正・昭和 年 月 日

氏 名 実印

私は、下記の貸与申込者が新潟県奨学金の貸与を受けることについて、
申込者の貸与見込総額を確認のうえ、新潟県奨学金の返還を保証します。

記

新潟県奨学金 貸与申込者氏名		申込者との 続柄	
申立て事項（65 歳以上の者しか選任できない理由）			

市町村発行の課税証明書を添付すること。

（証明する年分は連帯保証人（保護者）のものに準じる。）

【別紙様式】

保証人に関する申立書（被災者用）

平成 年 月 日

【申立人】住 所

生年月日 大正・昭和 年 月 日

氏 名 実印

保証人を立てることが困難であることについて、私は次のとおり申し立てます。

新潟県奨学金 貸与申込者氏名		申込者との 続柄	
申立て事項			

上記のとおり相違ないことを、_____により確認しました。

平成 年 月 日

学校名

校長名



担当者名

